

## 令和7年度第2回

# 小金井市国民健康保険運営協議会会議録

とき 令和7年12月11日（木）  
ところ 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

小金井市市民部保険年金課

## 令和 7 年度第 2 回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和 7 年 1 月 11 日 (木) 19 時から  
場 所 小金井市役所第二庁舎 8 階 801 会議室

出席者 〈委 員〉

江頭みのぶ	塙田悟	瀬口秀孝
西野裕仁	穂坂英明	黒米哲也
田中智巳	小堀哲朗	水谷たかこ
藤川賢治	たゆ久貴	吹春やすたか
天野秀春		

〈保険者〉

副市長	神山伸一
市民部長	深澤亘
保険年金課長	内田雄介
国民健康保険係長	井上義秀
国民健康保険係主査	永屋由佳理
国民健康保険係主任	瀧川哲郎
国民健康保険係主事	小林久貴

議 題 日程第 1 小金井市国民健康保険税の見直しについて (諮問)  
日程第 2 その他

## 令和7年度第2回小金井市国民健康保険運営協議会

令和7年12月11日

◎水谷会長 皆様、こんばんは。時間の前ですけれども、皆様そろっていただいているので、始めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、令和7年度第2回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本来ですと市長から御挨拶いただくところですが、別の公務のため欠席と聞いておりますので、代わりに副市長から御挨拶をいただきます。神山副市長、よろしくお願ひいたします。

◎神山副市長 皆さん、こんばんは。副市長、神山でございます。本来であれば市長、白井亭が御挨拶を申し上げるところですけれども、別の公務等ありますて、私が代わりに御挨拶をさせていただきます。

本日は、お忙しい中、本協議会に御出席をいただきありがとうございます。また、日頃より国民健康保険事業に多大なる御尽力をいただくとともに、市政全般にわたり御協力、御理解をいただきましてありがとうございます。改めて御礼を申し上げます。

本日は、来年度の国民健康保険税率の見直しについて諮問をさせていただきます。委員の皆様にとって非常に重たい内容となるということは承知をしておりますけれども、本市の依然として厳しい国保財政運営の背景の中、制度の維持のためには、被保険者の健康の維持増進の推進と医療費の適正化と並び、適切な保険税率の設定は重要であるということを御理解いただきながら、御審議をいただければということで思っております。

皆様方の御理解と御協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

内容につきましては後ほど詳しく説明をさせていただきますが、委員の皆様方の御理解と御協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営を進めてまいります。今後もどうぞよろしくお願ひを申し上げます。

以上で挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

◎水谷会長 ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について、事務局から報告をお願いします。

◎井上国民健康保険係長 国民健康保険係長です。

では、本会議の成立の可否について御報告いたします。現在、定数17名中13名、2分の1以上の御出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号までの各委員1名以上の御出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがいまして、本会議は成立しておりますので、この旨、御報告いたします。

また、協会けんぼの河合委員からは御欠席の御連絡をいただいておりますので、御報告いた

します。

以上でございます。

◎水谷会長 会の成立について確認をいたしました。

ここで、本日の配付資料の確認をいたします。事務局、お願ひいたします。

◎井上国民健康保険係長 国民健康保険係長です。

それでは、本日配付の資料の確認をさせていただきます。

まず1点目、国民健康保険税改定関係の資料でございます。

次に、2つ目、納付金関連資料でございます。

次に、机の上に配付しております本日の日程でございます。

以上でございますが、資料不足の方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

大丈夫であれば、以上でございます。

◎水谷会長 それでは、議事に入ります。

まず、会議録署名委員の指名ですが、穂坂委員と黒米委員にお願いいたします。

日程第1、小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）を議題とします。諮問を求めます。

◎神山副市長 では、よろしくお願ひします。

小金井市国民健康保険税の税率改定について（諮問）

国民健康保険の円滑な財政運営を確保する必要があるため、小金井市国民健康保険税条例の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

諮問事項、小金井市国民健康保険税条例の一部改正について。

改正内容 1 医療分

（1）国民健康保険の被保険者に係る所得割額について、100分の6.54を100分の6.74に改正する。

（2）国民健康保険の被保険者に係る均等割額について、3万円を3万1,000円に改正する。

（3）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額（医療分）の課税限度額について、65万円を66万円に改定する。

2 後期高齢支援分

（1）国民健康保険の被保険者に係る所得割額について、100分の2.05を100分の2.25に改正する。

（2）国民健康保険の被保険者に係る均等割額について、1万3,000円を1万4,000円に改定する。

（3）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について、2

4万円を26万円に改定する。

3 子ども・子育て支援納付金課税額（子ども・子育て支援分の新設）

（1）税率、均等割額等について、都の示す市町村標準保険料率とする。

（2）賦課限度額について、国の示す賦課限度額とする。

この改正は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

◎水谷会長 ただいま、副市長より諮問がございました。諮問書の写しを皆様に御配付いたします。

（諮問文配付）

◎水谷会長 皆様のお手元に諮問書が渡ったと思います。

それでは、ただいまの諮問につきまして、細部について事務局の説明を求めます。

◎内田保険年金課長 保険年金課長です。

それでは、日程第1、小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）の御説明をさせていただきます。

諮問案の説明に先立ちまして、まず資料1の納付金・標準保険料率・保険税調定額について御説明させていただきまして、引き続き、諮問案に係る資料2から5までについて、国民健康保険係長及び主査のほうから説明させていただきます。

では、よろしくお願ひします。

◎井上国民健康保険係長 国民健康保険係長です。

それでは、日程第1、小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）の御説明をさせていただきます。事前に送付及び机上に配付いたしました国民健康保険税改定（税率改定）関係の資料を御覧ください。長くなりりますので、着座で失礼いたします。

では、諮問案の説明に先立ちまして、平成30年度の国民健康保険制度の改革の概要を振り返りながら、令和8年度仮係数に基づく納付金・標準保険料率の算定結果について御報告いたします。

東京都は、令和7年11月25日に開催されました第2回東京都国民健康保険運営協議会において、国が示した仮係数に基づく令和8年度ベースでの納付金等の算定結果を協議会に報告してございます。

では、国民健康保険税改定関係の資料を1枚おめくりいただきまして、右上に資料1と書いております資料です。

では、1ページ目、納付金・標準保険料率・保険税調定額についてを御覧ください。

こちらのページ上段が改革の概要でございます。

東京都も保険者として財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ることになります。

東京都は、保険給付に必要な費用を、全額、区市町村に支払い、区市町村ごとの納付金を算定し、それを賄うための標準保険料率を提示いたします。

区市町村は、引き続き、従来どおりの役割を担うとともに、納付金を東京都へ納付し、そのために必要な保険税を被保険者から徴収することになります。

次に、納付金の算定方法、2番目でございます。

今回の試算では、令和8年度の東京都の納付金必要額は4,460億円でございます。資料下のほう、左側の枠のところでございます。令和7年度確定係数による算定時では4,341億円でしたので、令和8年度と比較すると119億円増額されています。

これを区市町村に配分する際の基本的な考え方は、医療費水準は一部反映して、所得水準は東京都の水準を反映するというものでございます。

なお、令和8年度から、これまでの医療分、後期支援分、介護分に加えて、子ども・子育て支援納付金分が加わっております。

分配の算定は右下の枠内とおりでございますが、大まかに申し上げますと、納付金の必要額、今回は4,460億円でございますけれども、こちらの金額を所得に応じて集めるものと被保険者数に応じて集めるものに分けまして、それぞれに、小金井市の東京都全体に占める所得割合や被保険者割合を掛けて、最後に小金井市の医療費指数を掛けたものが、小金井市の納付金額という形になります。

資料のほうは、次の2ページ目をお開きいただいて、3番目、標準保険料率の算定方法でございます。

まず、標準保険料率の役割についてです。

1つ目は、東京都は標準的な住民負担の見える化を図るために、標準保険料率を示します。

2つ目は、区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値を示す役割があります。

東京都は、区市町村に対して、3つの標準保険料率を提示いたします。

1つ目は、都道府県標準保険料率です。全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表すものになります。

②、区市町村標準保険料率です。都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を示すもので、東京都は所得割と均等割の2方式となります。

③、区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率です。各区市町村における算定基準（2方式・3方式・4方式）に基づく標準保険料率も、ここで併せて示すことになります。

この②と③の算定方法についてですが、区市町村ごとの納付金に保健事業費、葬祭費等をえたものを標準的な収納率で割り戻しまして、賦課すべき保険料必要総額を算出いたします。

その後、②の区市町村標準保険料率では、各区市町村の所得水準と被保険者数を反映して、応能分・応益分、所得分と被保険者数に分けて標準保険料率を算出いたします。

③は、各区市町村の算定方法及び応能分・応益分の割合に応じて標準保険料率を算出いたします。

続きまして、4番目、保険税調定額の算出方法になります。

(1)の区市町村の財政構造のイメージを御覧になりながらお聞きいただければと思います。

まず、歳出にあります納付金に保健事業費及び保険給付費のうち、保険給付費と交付金の対象とならない出産育児一時金や葬祭費の費用を加算して、そこから法定内一般会計繰入金及び特別調整交付金など市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引いた額が「保険税収納額」となります。

保険税収納額を「標準的な収納率」で割り戻して、「保険税調定額」を算出します。

設定した保険税率で保険税収納額に満たない場合は、法定外一般会計繰入金で補填するという形になります。

現在、小金井市は標準保険料率に到達していないので、法定外繰入が存在しているという状況でございます。

次に、3ページ目を御覧ください。5番目、令和8年度仮係数に基づく納付金・保険税調定額になります。

今御説明した方法で小金井市の令和8年度仮係数に基づく納付金・保険税調定額を計算したものが、この5の表になります。

納付金の試算額は37億9,820万6,533円になります、保険税の調定額の試算額は35億723万6,803円となってございます。

今回提示された納付金は、前年度、令和7年度に比べると約1.1億円増加しています。後ほど質問させていただきますが、令和8年度については、子ども・子育て支援納付金分が加わり、後期支援分、介護分も含めて納付金が増加していること、国民健康保険事業運営基金の取崩により、令和5年度と6年度の税率改定を見送ったことで、基金残高が少なくなっていること、前回の運営協議会でも御説明させていただいた保険料水準統一化の目標年度として、遅くとも令和17年度までの移行が求められていること、この間、一般会計からの赤字繰入れが大幅に増加していることから、税率及び均等割額の改定を実施することと考えております。

次、6番目でございます。令和8年度仮係数に基づく標準保険料率です。

東京都から示されました令和8年度仮係数に基づく標準保険料率は、6の表のとおりでございます。

本市の保険税率は、医療分の所得割が6.54%、均等割が3万円、後期支援分の所得割が2.05%、均等割が1万3,000円、介護分の所得割が2%、均等割が1万5,000円となっております。

標準保険料率との差がありますため、一般会計からの法定外繰入がなければ財源が不足するということとなってございます。

参考として見ていただきたいのが、②の区市町村標準保険料率のところでございまして、医療分が7.32%、後期支援分2.92%とあるんですが、こちらが今申し上げた小金井市の税率と離れているというところがありますので、この差額分が法定外繰入を行っているという状

況でございます。

次に、納付金関連資料、もう一つの冊子のほうを御覧ください。こちらは、令和8年度ベースでの1人当たりの保険料額の試算結果のところを御案内いたします。2ページおめくりいただきまして、右上の別紙2と書いてあるところでございます。

令和8年度仮係数に基づく1人当たりの保険料額、こちらを御覧ください。表の上のはうに(A)と書いてあるのが令和8年度算定額、(B)というのが令和7年度の算定額、いずれも法定外繰入前の保険料額となってございます。

右側に伸び率を記載しております、東京都全体では、表の右下の部分、6.58%、小金井市のところを見ていただくと、7.45%の増というふうになってございます。

なお、先日開催されました東京都国民健康保険運営協議会で配付されました、こちらも資料を同じ納付金関連資料の最後についているんですが、こちら、「国民健康保険における保険料水準の統一について」という、(参考)と右上に書いてある資料をご覧ください。

こちらもなんですけれども、保険料水準の統一化の目標年度について、東京都の目標としても、国の保険料水準加速化プランに基づいて、令和17年度を目標年度として、現在、都内各区市町村と協議をしているという状況でございます。

以上が、国民健康保険の制度及び令和8年度の仮係数に基づく納付金・標準保険料率の算定結果についての御説明となります。

私からは以上でございます。

◎水谷会長 主査。

◎永屋国民健康保険係主査 では、私のほうから、国民健康保険税の具体的な改正内容について御説明をさせていただきます。長くなりりますので、着座にて失礼させていただきます。

お手元に資料を御用意いただければと思います。一番最初に御覧いただきおりました国民健康保険税改定(税率改定)関係の資料のほうにお戻りいただければと思います。

こちら、お手元に御用意いただきまして、右肩に資料2と記載がございまして、表紙をめくっていただき、3ページ目、まずここから御説明をさせていただきます。

本日は、大きく2つに分けて御説明させていただきます。まず1つ目は、税制改正に伴う賦課限度額の改定についてという部分と、2つ目が、保険税率、均等割額等の改定についてということで、順番に御説明をさせていただきます。

では、まず1つ目の御説明になります、資料2にございます令和7年度の国民健康保険税の税制改正の内容について御説明いたします。

こちらは、昨年、令和6年12月27日付けで国の閣議決定をされた令和7年度の税制改正大綱の中にございます国民健康保険税の改定部分についてお示しをしております。

まず、資料2、1番目のところでございまして、改正点は2点あるんですが、まず1点目が、賦課限度額の引上げの点でございます。

それぞれ改正前、改正後ということでお示ししているんですけれども、具体的には、賦課限

度額、まず医療分が65万円から66万円に改正されております。

続きまして、下の段、後期高齢者支援金分、こちらにつきましては、24万円から26万円の2万円の引上げがございました。

介護分につきましては、据置きということで、変更はございませんでした。

こちらにつきましては、昨年度改定のほうを見送りまして、今回諮問させていただく形となっております。

続きまして、同じ資料の真ん中辺、2番の減額の対象となる所得の基準の部分でございます。

こちら、均等割という固定でお願いをさせていただく金額につきまして、法定されている軽減の割合というものが7割、5割、2割というものがございます。このうち、5割の軽減と2割の軽減について、軽減判定基準が改定されております。

まず、2番の中で⑦で軽減判定に係る世帯の所得基準額ということで表をお作りしているんですが、今回、7割については改正是ございませんでしたので飛ばさせていただきまして、5割軽減の所得基準額につきましては、世帯の被保険者数お一人当たり1万円引上げとなっております。その下の段、2割軽減の所得基準のところなんですが、こちらは世帯の被保険者の方お一人当たり1万5,000円引上げとなっております。これにより軽減の対象となる世帯が拡大されるというような内容の改定になります。

こちらの改正是つきましては、前回、10月に行わせていただいた運営協議会のほうでも御報告させていただいたんですけども、令和7年4月1日施行で、専決処分により国民健康保険税条例の改正是行わせていただいておりまして、今年度お願いをしている令和7年度国民健康保険税の部分から軽減の拡大の部分は適用させていただいている状態でございます。

では、今回の具体的なお諮りをさせていただいております賦課限度額の部分について、詳細に御説明をさせていただきます。資料が飛んでしまって大変恐縮なんですが、資料一番後ろから3枚目に、資料5という縦の1枚片面刷りのものがございまして、こちらが税制改正在伴う賦課限度額の改定による影響をお示ししているものになります。こちらを御用意いただいて、お聞きいただければと思います。

まず、私どものこういった条例の改正是すけれども、国の法律ですとか施行令という政令のほうが改定されまして、それを基に条例の改正是させていただいているところなんですけれども、通常、一般的に税の改正是の内容というのが、現在、政府のほうから税制改正是大綱という形で毎年12月中旬ないし下旬に示されまして、その内容によって法律の内容が改正されているようなところでございます。

昨年なんですけれども、私どもの都合にはなってしまうんですが、市議会の開催のほうが1か月早かったため、こういった税制改正是大綱の発表にも間に合わなかつたことから、1年間、こちらの限度額の引上げについては見送りをさせていただいたところなんですけれども、今回につきましては、こちらの内容を諮問させていただく形になります。

具体的に、お手元に御用意いただきました資料を御覧いただきながら御説明させていただき

ます。

今回の改定では、医療分については、65万円から66万円ということで、1万円の引上げとなってございます。後期高齢者支援分については、24万円から26万円の2万円の引上げとなってございます。

こちら、現行でございますと、賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援分、介護分を合わせますと、年間で世帯の上限額として106万円となっておりますが、今回改定した場合には、こちら3万円増えまして、109万円となる形になります。

具体的な影響額で、参考の数値という形になるんですけれども、資料真ん中の（2）国民健康保険税収入への影響額というところを御覧いただければと思います。

こちらは、私どもの保険税、医療分、後期高齢者支援分、介護分と3つにそれぞれ区分されておりまして、それぞれの区分ごとに計算をさせていただいて、上限額に達したものについては、それ以上は賦課をしないというような制度になっております。

こちらの表は、一番左側の数字が改定前の数字になっておりまして、右側が改定後という形になります。

まず、医療分では、賦課限度額をこちらは1万円増額改定いたしますので、これまで上限を超えていた額というのがマイナス225万2,000円、つまり、調定額としては、このマイナスを取ったプラスの225万2,000円になるというような形になります。增收という形になります。

続きまして、その下、後期高齢者支援分なんですが、こちらも実際に賦課限度額を超過する部分というのが324万8,000円減少するという形になりますので、こちらを裏返しますと、調定額としては、この325万円が增收となるというような見方となります。

こちら、介護分のほうは、今回改正がございませんので、影響額は0円となりますので、医療分と後期高齢者支援分合わせまして約550万円の増額を見込んでおりまして、標準的な収納率というものが都から示されるんですが、そちらを鑑みまして、収納額ベースでは、532万3,000円の増額と見込める内容になってございます。

各御世帯、どれくらいの世帯数に影響があるかというところで、一番下の（3）国民健康保険税賦課限度額に到達する世帯の推計という部分を御覧いただければと思います。

今回、右側にございます介護分については、改定はございませんので、影響はございません。

まず、左側の医療分につきましては、もともと賦課限度額に到達していらっしゃった御世帯様、試算上342世帯というところになるんですが、今回引上げをすることによって、332世帯に減るというような意味合いになります。

続きまして、右側、後期高齢者支援金分については、266世帯がもともと賦課限度額に到達していた御世帯数なんですけれども、今回改定を行うことにより、238世帯に減るというような見方になります。

それぞれ改定により、医療分につきましては、100円以上1万円未満の増額が見込まれま

す。あわせまして、後期高齢者支援金分については、今回差し引いた賦課限度額に到達しない世帯様については、100円以上2万円未満の増額の増収が見込まれるというような試算となっております。

こちらが、昨年12月末にございました令和7年度の税制改正大綱の内容に伴う影響が、この御説明になります。

続きまして、税率と均等割の部分についての御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料を戻っていただきまして、資料3、令和8年度国民健康保険税算定の考え方の部分から御説明をさせていただきます。

こちらの資料の御説明なんですけれども、どのように税率改定を行うかということについて記載をしております。

資料の一番下にございます、3、令和8年度保険税率改定案の（2）令和8年度保険税率改定案と令和7年度保険税率の比較の部分を御覧いただければと思います。

こちらは一番分かりやすいかと思うんですけれども、今回改定、先ほど副市長からも諮問させていただきました改定案といたしましては、令和8年度保険税のうち、医療分のまず所得割につきましては、6.54%から0.2%改定し、6.74%としております。あわせて、医療分の均等割の金額、3万円から1,000円改定いたしまして、3万1,000円としております。

続きまして、右側、後期高齢者支援分、支援分というふうに記載がございます。こちら、所得割の部分、2.05%から0.2%改定いたしまして、2.25%しております。あわせまして、こちら均等割につきましては、1万3,000円から1,000円改定いたしまして、1万4,000円とさせていただいております。

右側の介護分については、変更ございません。

新しく、さらに介護の右側のほうに、子ども分ということでお示しがあるんですけども、こちらは令和8年度に新たに新設されます子ども・子育て支援金に係る課税分のところでございまして、こちらの内容については、後ほどまた詳細に御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料を1ページおめくりいただきまして、資料4、小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表を御覧いただければと思います。

今回こちらでお示ししてございますのは、税率改定による市の歳入への影響をお示ししております。基本的に、こちら、全て調定額の内容でお示しをしているものでございます。

まず、上からでございます。先ほど申し上げましたとおり、医療分から改定がございまして、まず、こちらで税率改定と均等割の改定がございます。具体的な改定内容につきましては、（1）医療分、②の改定額内訳のところを御覧いただければと思います。

まず、所得割の総額につきましては、改定前でございますと16億8,733万5,000円のところ、所得割を0.2%引き上げたことにより、17億3,896万8,000円に、5,163万3,000円の増収となります。

続きまして、均等割額、丸イの部分でございます。現行税率でございますと6億4,269万

円のところ、均等割額1,000円の引上げをしておりますので、そういたしますと、6億6,409万2,000円、こちらは2,140万2,000円の増収となる見込みでございます。

ここで端数調整等を行わせていただきますと、最終的に調定見込額のところなんですが、医療分で5,268万3,000円の増収となる見込みでございます。

続きまして、後期高齢者支援分の部分につきましても改定を行ってございますので、同じように、（2）②の改定額内訳のところを御覧いただければと思います。

まず、後期高齢者支援分につきまして、所得割額、税率が掛かる部分なんですけれども、丸アの部分、こちらが現行でございますと5億2,826万1,000円のところ、所得割を0.2%引き上げたことにより、5億7,981万8,000円、こちらが増額としましては5,155万7,000円の増収となります。

続きまして、丸イの均等割額、補填の金額の部分になります。こちら、現行税率でございまして2億7,816万1,000円のところ、均等割額を1,000円引き上げたことにより、2億9,955万2,000円になりまして、2,139万1,000円の増収となる見込みでございます。

こちらも全て調定額で換算いたしますと、端数調整等を行った後、増額分としては、5,765万7,000円の増収を見込んでございます。

資料を1ページおめくりいただきまして、左上に（3）介護分ということで出てまいりますが、こちらにつきましては、今回所得割、均等割額、賦課限度額等ともに改定ございませんので、影響額はゼロとなっております。

では、介護分は飛ばさせていただきまして、資料真ん中、（4）子ども分でございます。こちらも前回の運営協議会でも御報告させていただきました、令和8年度からスタートいたします子ども・子育て支援納付金の部分につきまして、課税が新設されることになります。今回、こちら新設されることに伴いまして、新たに課税方法ですとか税率などを設定させていただくものになります。

まず、税額の計算方法なんですけれども、こちら、現行の医療、後期高齢者支援分、介護分と同じように、御所得に対して税率を掛ける所得割の部分と、被保険者様お一人当たりにお願いさせていただく均等割額の2方式という形で課税をさせていただく流れになります。

この税率や均等割額につきましては、市で独自で算出するものではなく、都から示されます区市町村標準保険料率を採用いたします。

では、具体的に数字のほうをお示ししたほうが分かりやすいかと思いますので、（4）子ども分の①の部分、新設でございますので、改定後の部分だけに数字を入れさせていただいているんですが、こちらが今年の11月中旬に都より示されました納付金の仮係数の段階で示された税率等になります。

まず、御所得に対して掛けていきます税率については、0.27%と示されております。

均等割の部分なんですけれども、こちらが今までの制度とちょっと違うところがありまして、

分かりづらくなってしまうんですけども、一般的に均等割という部分、お一人お一人に対し  
てお願いをさせていただく金額という額は、1,688円ということで示されております。

その下に、(B)というところで、18歳以上の均等割という額で、119円というのを設  
けさせていただいているんですけども、こちらが、18歳未満のお子さんの分につきまして  
は、いわゆる子育て世帯の御納付いただく課税の額が増えないように、18歳以上の被保険者  
の皆様で割り返して、その分をそれぞれ大人の世代の皆さんで負担をし合うというふうな考  
え方になっておりますので、その部分が別途計算されております。

こちらの通常の均等割と18歳以上の均等割のところを足させていただきますと、合計で1,  
807円になりますので、均等割合計額、(A)+(B)ということで、1,807円をお示し  
しております。

こちらの内容で都のほうで算出しております現在の見込みの調定額になるんですけども、  
まず、税率を掛けた部分につきましては、下の②の改定額内訳の丸アのところでお示ししてご  
ざいます。こちらが4,846万5,000円の見込みでございます。

均等割額につきましては、下の段、丸イの部分でございまして、3,345万3,000円の  
見込みでございます。

こちらを全て足し合わせました子ども・子育て支援納付金課税分につきましては、現状11  
月中旬時点の調定額としては、8,191万8,000円となります。こちらにつきましては、  
新設される制度でございますので、先ほど係長のほうから説明ありました法定外繰入の部分は  
一切入れないような形で導入をしていきたいというところで、都の示します区市町村の標準保  
険税率のほうを採用させていただきたいと考えております。

個別のそれぞれの区分ごとの御説明は以上になりますと、資料次のページでございまして、  
(5)の全体分のところの御説明をさせていただきます。

こちらなんすけれども、全体分としまして、改定前、改定後で比較をさせていただく関係  
で、子ども・子育て支援金の分は含めておりません。

まず、改定前の調定見込額で申し上げますと、こちら、改定前のほうで24億5,290万1,  
000円となります。改定後につきましては、先ほどの増額の内容を含めますと25億6,32  
4万1,000円という形になりますと、改定に伴いますこちらの影響額、令和8年度分につき  
ましては、1億1,034万円の増収ということで試算をさせていただいております。

具体的にお一人当たりお願いをさせていただく影響の部分になりますと、その下、(6)の  
一人当たりの国民健康保険税のところを御覧いただければと思います。

こちら、医療・後期高齢者支援分・介護分と子どもの分で分けさせていただいております。  
令和8年度の全体の被保険者数の見込みなんすけれども、1万9,725人を見込んでおり  
ます。そうしますと、こちらで調定額の割り返しをさせていただきますと、人数が書いてある  
その下の医療・支援・介護分のお一人当たりのところで、お一人当たりにいたしますと5,59  
4円の増となり、こちらを御負担をお願いさせていただく形になります。

続きまして、子ども分につきましては、今回18歳以上の大人の世代の皆様にお願いをさせていただくというところで、この標準税率が示された際の18歳以上の被保険者数、都の見込んだ数字になるんですが、こちらは1万8,520人ということでございますので、先ほどのこの部分の調定額、こちらの人数で割り返しをさせていただきますと、お一人4,423円お願いをさせていただく見込みという形になります。

こちらについては、前年との比較はございませんので、あくまでも現行示されている内容でのお一人当たりの額ということで御報告させていただきます。

こちらで詳細な改定内容についての御説明は以上になるんですけれども、資料をおめくりいただきまして、後ろの2枚なんですけれども、資料6と資料7という形でおつけしているものでございます。

まず、資料6につきましては、小金井市における過去10年間の税率改定状況をお示ししているものになります。こちらも御参考に御覧いただければと思います。

一番最後のページにございます資料7につきましては、令和7年度の多摩の26市国民健康保険税（料）率等の状況ということになってございます。こちらは各市の比較をさせていただいているものになるんですが、今回諮問させていただいているのは令和8年度のものになるんですけれども、まだ各市、税率の改定等、状況は全く公表されておりませんので、参考に、今年度、令和7年度の各市の状況をお示しさせていただいております。色つきの部分が、令和6年度から令和7年度にかけて改定があった部分というところでお読み取りいただければと思います。

それでは、説明が長くなってしまったんですけれども、最後にいま一度まとめさせていただきますと、令和8年度の税率につきましては、医療分の所得割を6.54%から6.74%への0.2%の改定、均等割額につきましては、3万円から3万1,000円の1,000円の改定、賦課限度額につきましては、65万円から66万円への1万円の改定となります。

後期高齢者支援金分につきましては、所得割を2.05%から2.25%へ0.2%の改定、均等割額につきましては、1万3,000円から1万4,000円の1,000円の改定、賦課限度額につきましては、24万円から26万円への2万円の改定を考えております。

こちらの医療分、支援分等、税率改定による影響額につきましては、1億1,034万円となりまして、お一人当たりに直しますと5,594円の増となります。

また、令和8年度から新設されます子ども・子育て支援納付金の課税分につきましては、都の示します区市町村標準保険税率とし、賦課限度額も国のほうから示されるものとしたいという内容になります。

特に、子どもの賦課限度額につきましては、国のほうから示されるんですけれども、今後、国の方で令和8年度の予算編成の中で納付金の金額が決まりますので、現状、まだ未定ということで、金額をお示しできませんので、御了承いただければと思います。

御説明が大変長くなりましたが、こちらで説明は以上となります。よろしく御審議の上、御

承認いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

◎水谷会長 事務局の説明が終わりました。

委員の皆様から御質問がございますか。たゆ委員。

◎たゆ委員 たゆ久貴です。なるべく短く端的に質問させていただきたいと思います。国保運協の委員、3回目ですが、年数で5年目で、国保制度ずっと値上げ傾向が続いておりまして、いつも同じ理由で反対して、同じことを長々しゃべるのは得意ではないので、端的に伺います。

今回の改正内容も、私、繰り返しませんが、一人当たりの保険税額のところだけ言うと、12万4,355円から12万9,949円で、5,594円の負担が増えると。子ども分の新設の部分では、4,423円の負担が増えて、合計で1万17円の負担が増えるという内容になっております。

負担増を加入者に強いることについては、私は行うべきではないと思いまして、反対です。国保制度の構造的な問題や物価高騰が直撃していまして、大変な市民生活があって、それを鑑みれば、負担軽減こそ行うべきだと思いますし、少なくとも現状維持を頑張って行うべきだったと考えるんですけども。そして、それは公費の繰入れ、法定外繰入の繰入れを増やす現状維持をすればできると考えるんですけども、なぜそれができなかったのかということを伺います。

◎水谷会長 保険年金課長、答弁をお願いします。

◎内田保険年金課長 この間も、もう繰り返しになってしまって大変申し訳ないんですけども、国保財政において必要となる費用に関しましては、やはり原則として法定の公費負担と、保険税で賄うこととされております。これらの収支が均衡していることが重要と認識しております。

ただし、現状は、歳入が不足する場合には、一般会計からの法定外繰入、赤字繰入れにより対応しているわけですけれども、令和6年度に関しては、約8億3,000万円の赤字繰入れを行っております。

この法定外繰入に関しましては、給付と負担の関係が不明確となるため、さらなる法定外繰入の上積みは、税の公平性の観点からも望ましくない、国保以外の健康保険加入者の御理解をいただくことが難しいと考えております。

また、令和6年2月に改定されました東京都国民健康保険運営方針におきましても、法定外繰入に関しましては、国保加入者以外の住民にも負担を求める事となるため、削減すべき赤字について、計画的・段階的な解消・削減を図られるよう取り組む必要があるとの記載がされてございます。したがいまして、本市といたしましても、引き続き法定外繰入の解消を目指していきたいと、そのように考えてございます。

国保については、年齢構成が高くて所得水準が低い、こういった構造的な課題がございます。これはもう我々も十分認識しております、担当としても、公的な支援が必要であると認識しております。ただ、こちら、市の取組では限りがあります。国や都による支援が必要であると

考えておりますので、引き続き、市長会を通じて国に働きかけていきたい、そのようにも考えておる次第です。

以上です。

◎水谷会長 たゆ委員。

◎たゆ委員 大変な状況の説明はいつもいただいて理解はするんですけども、それでもそれ以上に努力していただきたいというのが私の思いですので、述べさせていただきたいと思います。

数値的な質問をちょっとしたいんですけども、納付金の推移と公費繰入れの令和8年度の見込みについて、令和8年度の納付金37.9億円の予定ということなんんですけども、これは今年度、令和7年度と比較してどのくらい増えているのかをちょっと確認させてください。

議会に示されてきた予算資料では、37.0億円というのを確認していくまして、9,000万円増えているかもしれないんですけども、それをちょっと述べていただきたいのと、もう一つ併せて、一般会計からの繰入れはどれくらい減らすお考えなのかも伺いたいと思います。

調定額見込みの影響額で、医療分・支援分・介護分の合計では1.1億円ということで、ここが前年度との比較で国保財政としては収入増になっておりまして、この1.1億円がそのまま法定外繰入を減らすというお考えなのか、伺いたいと思います。

◎井上国民健康保険係長 国民健康保険係長です。

たゆ委員の質問2点ございまして、まず1つ目でございます。納付金が令和7年度から令和8年度にかけてどのくらい増えているかということでございますが、約1.1億円ほど増えている状況でございます。

内訳としますと、約8,000万円が、いわゆる子ども・子育て支援納付金分になります。残りの約3,000万円、こちらが介護分、後期高齢者支援分の増加分になります。

こちらは現時点での仮係数でございますので、今後変動がある可能性はあるんですが、現状では約1.1億円増えているということで、この1.1億円増えてしまった分をどうするかということと、令和8年度予算を組むに当たって、国民健康保険特別会計の歳入・歳出予算の乖離はどのくらい見込まれるのか、さらに、財政健全化計画上、現状では毎年5,000万円ずつ減らすという計画になっていますので、この部分を加味して、どうしていくかというところを総合的に見て、今回の先ほど御説明した税率改定分で約1.1億円分の増が図られているので、この納付金の増の部分と財政健全化計画の5,000万円減らすというところも加味しての税率改定という感じになりますので、結果から言うと、財政健全化計画上は5,000万円削減をする。予算ベースで5,000万円削減することが、この税率改定を行えばできるという状況でございます。

2点目もそうなんんですけども、財政健全化計画上5,000万円減らすということなんですが、令和7年度の予算で言いますと8億円の一般会計の法定外繰入がありますので、これを7億5,000万円にできる見込みという状況でございます。

以上です。

◎水谷会長 たゆ委員、よろしいですか。

◎たゆ委員 すみません。もう一回確認。納付金が1.1億円、東京都に払う分が増えていると。市の法定外繰入は5,000万円少なくなっていて、1.1億円が市民からもらえると、5,000万円ずれている、ずれていない。その入り繰りの5,000万円差が出ているのではないかなと思うんですけれども、私の考え方。その辺は理解できる説明はできますか。

◎内田保険年金課長 来年度予算に関わるので、申し訳ないんですが、ちょっと回答が。

◎たゆ委員 難しい。

◎内田保険年金課長 現在厳しいかなと。

◎たゆ委員 分かりました。

◎内田保険年金課長 申し訳ないです。

◎水谷会長 たゆ委員。

◎たゆ委員 予算に関わることで、回答が厳しいということで、では、ちょっと議会を待ちたいと思います。

いずれにしても、法定外繰入は5,000万円減らすことができるということで、これは恐らく減っていくのかな、これ以上の金額が減っていくのかなと。そういうことですね。分かりました。頭の中ではちょっとすっきりさせていただいて。5,000万円以上減っていくということですね。

数字は今ちょっと明らかにならなかったんですけど、仮の話になりますが、納付金が1.1億円増えた以上に公費の繰入れを減らすというのは、当然、市の努力不足がそこにあると思いまして、国保財政健全化計画の毎年5,000万円削減を行っていることが原因だと考えるんです。東京都が納付金増えた分は、一般会計からの繰入れ現状維持なら、市民負担増にそのままなるのかなと。これもちょっと賛成はしないんですけど。ということなので、その部分を整理して、納付金の増加分以上に一般会計からの法定外繰入を減らすことは、市の努力不足、政策の間違いだと私は考えますので、しないでいただきたいということは申し上げます。

ということと、もう1点だけ、最後です。

参考資料のほうに東京都の国民健康保険協議会の国保連携会議での協議状況という資料を頂いて、各自治体から主な意見というのも資料を頂きました。その中では、いろいろ進めてほしい立場の意見や、ちょっと待ってくれよというような反対側の意見も出ております。

完全統一までの期間をしっかりと確保できることが望ましいという意見や、今後の進捗状況によっては目標年度を後ろ倒しにすることも検討いただきたいという意見もあれば、目標年度の前倒しの可能性を検討すると言ったり、様々意見が出ているということなんですが、小金井市はどういう立場で臨んだのかということを伺いたいです。私としては、当然、後ろ倒し側の意見で、東京都国保連携で意見していくべきものだと思うんですけども、どうだったんでしょうか。

◎水谷会長 いかがでしょうか。

◎内田保険年金課長 では、保険年金課長です。

こちら、係長のほうからも少し話がありましたけれども、厚生労働省のほうから保険料水準統一加速化プランというものが示されておりまして、そこで令和17年度までの完全統一への移行というのがもう既に載つかっております。

その完全統一への移行の前提として、赤字繰入れの解消というのがされなくてはいけないということがもう国から示されておる中で、東京都の会議においても、こういう御意見もありますけれども、私も参加しましたが、ほとんどが、参加団体としては各区市町村になりますけれども、やはりそこに向けた協議という形で方向性も統一しているような状況になっておりまして、当然、我々も赤字繰入れの解消、そこを目指すんだというところで。ただ、できれば、東京都に対して、急激な赤字繰入れの解消というのは市民の負担になるからやめてくれと。その中で、できれば緩やかな、そういうものを目指してほしいという、そういったスタンスでは臨んでおります。

市としては以上になります。

◎水谷会長 たゆ委員。

◎たゆ委員 冒頭、たしか説明では、国や東京都に財政支援を求めるという立場でありながら、しかし、完全統一については、やらなければいけないから、準備はちゃんとやってねというような状況なんですね。そういうふうになってしまふのかなということは、行政の立場として、分かりました。

以上です。

◎水谷会長 ほかに質問はございませんか。黒米委員。

◎黒米委員 歯科医師会の黒米です。

すみません。僕、以前、説明を聞いていて、僕が聞き逃したのかもしれないんですが、資料1の改革の概要のところの四角の下に、保険給付に必要な費用を、全額、東京都が区市町村に支払うと書いてある、この費用というのは、例えば事務的なものなのか、あるいは、例えば補助金みたいなものも含まれているのか、その辺を僕は聞き逃したかもしれないで、ちょっとその辺教えていただきたいんですが。

◎井上国民健康保険係長 黒米委員の御質問でございます。

国民健康保険制度の改革というのは、平成30年度にございまして、そのときからということになるんですが、以前と比較すると多分分かりやすいんですけども、平成29年度以前は、国民健康保険の保険者である、小金井市が直接医療機関、実は国保連を通してなんですが、医療機関のほうに医療費をお支払いしていました。それが、東京都に納付金というものをお支払いして、それを東京都が全自治体からプールしまして、その集まった金額を基に保険給付に要する経費として各医療機関に医療費を全額お支払いするという形になっています。

なので、制度改革前は、例えば2月、3月になってインフルエンザがはやって、非常に医療

給付が増えてきてしまうと、各自治体、非常に大変だったところがありますが、今は東京都が全額費用を出しますので、特に各自治体のほうで補正予算の編成が大変になるということはない状況です。

東京都は、その代わり、国からの補助金ですとか各自治体からの納付金を得て、保険給付に要する費用を全額医療機関に払うという制度に変わったという状況でございます。

以上です。

◎黒米委員 分かりました。ありがとうございます。以前、説明があったのを僕が聞き逃したのかもしれない。すみません。ありがとうございます。分かりました。

◎水谷会長 ほかの方は御質問ございますか。塚田委員。

◎塚田委員 今、物価高騰で生活が非常に苦しいという状況が、特に最近厳しい状況にあるんですけれども、資料6で、令和8年度で改善して上昇するという項目が以前に比べて多いような印象を受けるんですけども、ここにきてその項目を増やしてあげるというのは、何か理由があるんですか。

◎水谷会長 主査。

◎永屋国民健康保険係主査 御質問いただきました項目の部分になるんですけども、先ほど資料1の中でもお示しはさせていただいているんですが、都の示します区市町村標準税率等お示しはあるんですが、その中に、今後赤字繰入れを削減していくという中で、今そこに標準税率とのかなり乖離が出てきてしまっているところになりますので、そこを標準税率に近づけられるように増やさせていただいているというところで、昨年は医療分のみお願いをしていましたけれども、今回につきましては、医療分と後期高齢者支援分というところに分けて変更をかけさせていただいています。

かつ、右側に子ども・子育て支援金分も増えてございますので、かなり増えているような見え方になるんですけども、子どもの分につきましては、全ての医療保険者のほうでスタートするものになりますて、そのうち医療分と後期高齢者支援分につきましては、市としましては、標準税率との乖離が一定程度、介護分よりもかなりあったというところで、改定を検討させていただいたという形になります。

以上です。

◎水谷会長 塚田委員。

◎塚田委員 その乖離が大きいということであるならば、今後ともずっと上昇傾向が17年まで続くということなんですか。

◎水谷会長 課長。

◎内田保険年金課長 保険年金課長です。

結論から申し上げると、そういうことになります。本当に我々も大変心苦しいところではあるんですけども、令和6年6月、先ほどの繰り返しになりますが厚生労働省の保険料水準統一加速化プランでは、都道府県内の保険料水準を完全統一ということをするために、計画上は、

全国で令和15年度までに完全統一しろと。ただ、そうでなくとも、遅くとも令和17年度までには行ってくれということで出されております。

なお、厚生労働省によると、令和5年度の統計になるんすけれども、一人当たりの一般会計からの赤字繰入れに関しては、全国の市町村数で見ると、約9割の自治体でもう繰入れを行っていないという状況でして、繰入れ金額の合計として見ますと、赤字繰入れをやっている全国のうち、東京都の市町村だけで59%を占めてしまっていると。埼玉県が続きまして11%、千葉県、神奈川県と続くような状況です。

そのような中で、先ほど申し上げました保険料水準統一加速化プランにのっとりまして、東京都でも、同じ令和17年度に行います令和18年度の保険料算定を完全統一の目標年度と定めまして、それに向けて、令和17年度決算までに赤字繰入れの解消をするようにということで、現在協議を進められているところです。

ですから、本市としても、繰り返し心苦しいところなんすけれども、17年度までに赤字解消しないといけないというところがありますので、なるべく緩やかにというところで、できれば毎年そこを目指してやっていければと思っているところでございます。

以上です。

◎水谷会長 塚田委員。

◎塚田委員 希望なんすけれども、17年というのは、こういうふうに物価高騰が激しい状況のないときに多分決めたと思うんですよね。でも、実際物価高騰が非常に厳しい、上昇率が激しい中では、17年というのをもうちょっと延ばしてもらえないかというような要望書を出してもらいたいです。

◎水谷会長 今のは御意見でよろしいですか。

◎塚田委員 はい。

◎水谷会長 ほかに質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様からの質問がないようですので、ここで質疑を終了いたします。

国民健康保険税の改定は、令和8年度当初予算に反映する必要があるものとなっております。そのため、令和8年第1回市議会定例会に議案を上程したいとのことでありますので、答申をまとめたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎水谷会長 ありがとうございます。

答申といたしましては、市長の諮問のとおりということで取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

◎水谷会長 御異議があるので、協議会としては、答申をまとめめる必要がありますので、規則第8条に基づき多数決を採ります。諮問案に賛成なのか、反対なのかを多数決で決定し、たくさんの貴重な御意見がありましたので、答申書には主な意見を付すこととさせていただきます。

たいと思います。

それでは、多数決を採ります。市長の諮問のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎水谷会長 賛成多数でありましたので、市長の諮問のとおりといたしますが、先ほど申し上げたとおり、たくさんの貴重な御意見がございましたので、答申書には意見を付すことといたします。事務局のほうで答申に付す意見（案）を作成し、それを委員の皆様に御送付いたします。それに対して意見等があれば、期限までに連絡等をしていただければと思います。いただきました意見の取扱いについては会長に一任していただきますよう、お願ひいたします。

では、答申の取りまとめについて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

◎井上国民健康保険係長 国民健康保険係長です。

では、答申の取りまとめについて御案内いたします。答申案につきましては、皆様のほうにメールをいたします。こちらの都合で大変申し訳ありませんが、お送りさせていただくのが、早ければ明日の夕方ぐらいになるかと思います。お送りさせていただいて、御確認いただきまして、何か御意見があるようであれば、来週、12月17日水曜日の夕方5時までにメールのほうに御返信いただければと思います。

以上でございます。

◎水谷会長 よろしいでしょうか。何か意見等がありましたら、17日水曜日の17時までに御返信をお願いいたします。

次に、日程第2、その他に入りますが、事務局から何かありますでしょうか。

◎井上国民健康保険係長 国民健康保険係長です。

その他ということで、次回の御案内なんですけれども、次回の国民健康保険運営協議会は、前回の運協でも御説明しましたが、1月7日水曜日、時間は同じ夜7時で、場所もこちらでございます。1月7日水曜日、年明け早々大変恐縮でございますが、よろしくお願ひいたします。

以上です。

◎水谷会長 次回の御連絡が事務局からありました。

事務局からは以上でよろしいですか。

◎井上国民健康保険係長 以上でございます。

◎水谷会長 そのほか、委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様の御協力をいただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

20時08分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証明します。

令和7年12月11日

議長 水谷 たかこ

署名委員 穂坂 英明

署名委員 黒米 哲也